柿生文化

柿生郷土史料館 情報•研究誌 住所:川崎市麻生区上麻生 6-40-1 柿生中学校内

電話:070-1503-6401/044-988-0004 http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo 第 153 号

草創期の 柿生中学校 - 14

柿生小学校の移転 その1

小林 基男 (柿生郷土史料館専門委員)

◆柿生小学校片平へ◆

戦後の新制度下の柿生小学校は、明治 35 (1902) 年に白井義胤氏のご寄付を得て新築された義胤高等小学校の校舎と、その後に増築された校舎を使っていました。昭和 22 (1947) 年の柿生中学校の創立時に、中学校に一時的に提供した校舎は増築部分で、義胤高等小学校以来の校舎が、いうならば本館の役割を果たしていたのです。敗戦から 10 年が経過し、昭和 30 (1955) 年を迎える頃には、戦後の混乱も落ち着き、団塊の世代が続々と小学校に入学してきます。当然校舎の増築も必要になりますし、何より建築から 50 年以上が経過した本館の建物の老朽化が目立ち、校舎の建て替えが話題に上るようになりました。

ここに山の上の現在地の敷地面積が、1,741 坪あっても崖面積が半分近くを占め、校舎とグランドに使用できる平地は 881 坪しかなく、平地でより広い敷地を確保できる土地を探して新築移転してはどうかという案が、浮かびました。そこで山の上の小学校の跡地は、狭いグランドで苦労している柿生中学校の運動場にする案を当局に示して、了解を得たのです。そこから移転用地の確保をどうするかなど、移転問題が柿生小学校の最重要課題となったのです。柿中と東柿生小の校長のお知恵も借り、地域で活躍している卒業生、PTA歴代会長、歴代校長など 30 名近い皆様にお集まりいただき、「柿生小学校改築期成同盟会」を立ち上げ、用地の選定、買収、そして校舎の設計などまで、全てにお知恵をお借りしたのです。とりわけ用地の選定と買収交渉は、地元の方を頼るしかなかったのです。

移転にあたっては、比較的近距離にある片平分校と合併して学区の範囲を広げるので、小田急線の西側、上麻生に近い片平の地が望ましいということになり、実際に候補地をあげて実地調査を行った結果、現在の柿生小学校の位置(片平字日向)が最も望ましいとなり、10 人ほどの地主さんに売却をお願いすることになりました。10 人もの地主さんとの交渉となると、いろいろな方がおりますからスンナリとはまとまりません。この時お世話になった方が、買収予定地の半分以上の用地を所有する最大地主の対馬虎吉様でした。虎吉さんは、「これからの地元と日本の為に働いてくれる子ども達を育てるために、ここは皆で協力しよう」と呼び掛けてくださったのです。おかげで話がまとまり、買収価格は坪2,400円で済み、土地代を含む建築費は約4千万円で済んだのです。

買収に手間取ったため、起工式は昭和 33(1958)年秋、校舎の完成は翌 34 年 5 月初旬。旧校舎のお

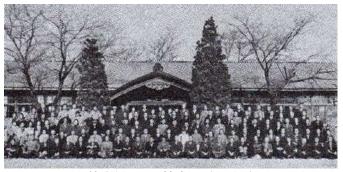
別れ式と新校舎の落成式を兼ねた新校舎への移転は、同年5月15日に行われたのです。問題は柿小に統合合併することになる片平分校の方にありました。柿小の校舎が小田急線の東側から西側の片平の地に移るのですから、片平や古沢には何の異存もなく、統合合併大賛成で、移転の1年前、昭和33(1958)年に子ども達は柿小に移り、線路を渡り、長い階段を上がって山の校舎に通ったのです。ところが五カ田の父母は、幼い子には遠すぎる。片平の新校舎が五カ田の父母は、幼い子には遠すぎる。片平の新校舎が元のです。33年の廃校には絶対反対の姿勢を崩さず、説得に応じなかったのです。こうして1,2年生ばかり6人の児童が分校に残ったのです。教育委員会はやむを得ず、33年1年だけの措置として2人の先生をつけたのです。都市近郊地帯で、僅か6人の分校は珍しいとマスコミの評判を呼び、読売新聞に至っ

ては、「6 人のサムライ」と大きな見出しを付けた記事を掲載したのです。教委には説得の失敗を責められ、マスコミには追い回されと、当時の校長と PTA 会長は大変お気の毒でした。こうして片平分校の閉鎖

は1年遅れ、昭和34(1959)年となったのです。



柿生現在地に完成した柿生小学校校舎全景



柿生坂の上の校舎とのお別れ会

小学校の移転は、中学校には大変有難いことだったのですが、その点は次回に…

続く

鶴見川流域の中世その13

板碑に刻まれた「主君」は武将か僧侶か 一 建長七年銘板碑から地域社会を考える —

中西望介(戦国史研究会会員•都筑橘樹研究会会員)

川崎市高津区久末町に所在する妙法寺には、川崎市内で最古の板碑である建長七年(1255)銘板碑がある。この板碑は神奈川県下でも二番目に古く、紀年銘・造立趣旨・人名が刻まれている点で地域の歴史を知る貴重な資料となっている(川崎市重要歴史記念物)。

板碑とは中世(鎌倉時代~戦国時代)の石造物で、秩父地方に産する緑泥片岩(青石)で造られた供養塔婆である。石を平たく成形して頭部山形の下に二条線を刻み、仏菩薩を表す梵字や仏像を陰刻してその下に年月日や人名を刻んでいる。墓地で見かける木製の卒塔婆を石で造ったものと言える。石で造られた卒塔婆なので数百年の風雪に耐えて歴史を伝えてくれる。板碑が土地の年輪と言われる所以である。

この建長七年銘板碑はもと都筑郡山田村(横浜市都筑区東山田町)の三宝寺(現在は廃絶)の客殿にあった。おそらく三宝寺の廃絶にともなって妙法寺に移動したのであろう。三宝寺と妙法寺は中原街道の沿道にあり、直線距離で1kmの至近距離にある。板碑の大きさは、高さ64 cm 横幅40 cm 厚さ5.5 cmで蓮座から上部と銘文の下部が欠失している。欠失が無ければ1.5mを超す大きな堂々とした板碑であったであろう(『川崎市文化財図鑑』)。

その塔身の銘文は一部が欠失しているが『新編武蔵風土記稿』の記事で補ってみると、「右為主君聖霊出離/建長七年乙卯初秋/生死往生極楽造立如件/寺主/良範」と読める。銘文にある「主君聖霊」は武士を指すのか、僧侶を指すのか研究者の間で見解が分かれている。

この板碑は源義朝の家臣鎌田兵衛尉正清の百回忌にあたって追善 供養のために建立されたと言う寺伝が『新編武蔵風土記稿』に記され ている。

写真 建長七年銘板碑 川崎市高津区久末 妙法寺所蔵

鎌田正清は源義朝(頼朝の父)の乳兄弟で「専一の郎等」であった。 川崎市高津区久末 妙法寺所蔵 平治の乱(1159)に敗れると舅である長田忠致を頼ったが、忠致の裏切りに遭い源義朝とともに暗殺されている。後に、源頼朝は父義朝と功臣であった正清を鎌倉勝長寿院に改葬している(『吾妻鏡』)。

寺伝にしたがえば銘文にある「主君聖霊」は鎌田正清ということになるが、正清の百回忌は建長七年ではなく正元元年(1259)であることは『新編武蔵風土記稿』の編者も指摘している。「主君聖霊」を平安時代末期の武将である鎌田正清と直接結びつけるのは避けなければならないが、三宝廃寺付近には鎌田堂と称する小堂や正清の居館跡の伝承が残り、小字城山も正清の居城の跡と伝える。この様な伝承を正統な歴史から外れた伝説として退けることなく、伝承の背景を掘り下げる必要がある。

銘文の「寺主/良範」に注目しよう。銘文を素直に読めば、寺主である良範は「主君」の追善供養の為に盂蘭盆会に板碑を造立したと考えられる。寺院内部における僧侶の主従関係として主君とは先代の住持あるいは師匠が妥当であろう。このような理解を確かなものにするには鎌倉時代の山田村に寺院が存在したことを証明する必要がある。

横浜市南区宝生寺に伝来する典籍巻末には「書本云/以應済御本書了 章済/賜彼御本書了 慶範/ 文永二年〈乙丑〉閏四月廿六日於武州矢股也」の奥書がある。文永二年(1265)に僧慶範が武蔵国矢股 (寺)において典籍を書写したことがわかる。この武州矢股は都筑区の山田を指すものと考えられる。建 長七年銘板碑にある寺主良範と典籍巻末にある慶範は「範」字が共通しており、年代も近いことから同 じ法系の僧侶であり、同じ寺院に止宿したと考えてよいであろう。したがって「主君聖霊」は矢股に存在 した寺院僧侶の主従(師弟)関係を表していると理解できる。鎌倉時代後期には山田(矢股)に典籍を書 写して、盂蘭盆にあたり主君(先代の住侍あるいは師匠)の追善供養のために板碑を造立する寺院の存 在を考えてよいであろう。

山田地域は鎌倉時代後期には寺院が建立され、早くから板碑を造立する文化が存在したいわば「板碑文化の先進地域」といえる。横浜市・川崎市という現代の行政区を越えて鶴見川流域を考えることの重要性を痛感する。 (つづく)

シリーズ 教育の歩み 第3部

日本の学校と教育(9)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

◆柿生地域の初等教育 その2◆

明治6(1873)年から7(74)年にかけて、即ち明治政府の学制公布の直後に、柿生地域に5校の下等小学校が誕生できたのは、前号に記した通り、幕末における商品生産の発達を背景とした地域の教育熱の高まりを背景にして、寺子屋の師匠など、新設の下等学校における先生役を任せることが出来そうな人材を見つけやすかったこと、国から県、県から郡を経て末端の町や村に責任転嫁された教育費負担を、村ぐるみで話し合って一種の教育税と受け止め、村として負担する意志を固めることが出来たことの2点にありました。

それでも、5 つの学校の開設当時、すぐに校舎が出来るわけはなく、先ずは寺子屋の教室をそのまま 学校として借り受けるか、寺院等の建物を借り受けて急場をしのいだことが知られています。しかし児 童全員分の学習机の用意など到底できません。下麻生学校が間借りした不動院の場合、子どもたち1人 1 人が自分の使用する台(机の代用)を行き帰りに持ち運んだことが知られています。いずこもそんな 状態でしたから、校舎を建てる話よりも、先ずは学校にかかる経費を算出して、それをどのように負担 するかを決めることが先決でした。この点ではどの村も、学齢の子ども達を抱える家ばかりでなく、村 全体で教育費を負担することを最初に決めています。その上で、片平学校や下麻生学校のように、4ヵ 村や3ヵ村の子ども達が集まる学校では、夫々の村の世帯数や収穫高を基準に配分することを決め、次 いで豪農、中農、貧農、小作農など担税能力を考慮して、負担額を決めています。勿論、授業料は各戸負 担で、低学年の2銭5厘から上級に進むにつれて、中級3銭5厘、上級5銭などと定められており(こ れは全国一律でした)、授業料収入を除いた学校経営に必要な経費(教員や用務員など教職員の給与、 維持修繕費、その他消耗費など)を、村全体で負担したのです。まさに教育税と呼ぶことが可能な方法 で対応していたのです。地租の負担の重い中で、地租とは別に村の子ども達の為に村ぐるみで教育税 を負担したのです。村の子ども達の就学率が未だ 100%に及ばない中で、子どもを学校に通わせてい ない家庭をも含めての事だったのです。森潤一先生編の『柿生の教育の歩み』に明治6年7月に片平村 役場が記録した、片平村の教育費負担の割当て帳が載っています。それによると、豪農層の負担額は 1 軒あたり壱分三朱強から壱分壱朱程度に固まっており、中農層は参朱から壱朱、貧農層は四百文から参 百文程度、そして小作農は六拾文~四文までを負担しています。

岡上村を加えた柿生地域の世帯数は、前号に記した通り、およそ 550 世帯に過ぎません。そんな寒村地帯に5校も下等小学校を設ければ、一戸当りの教育費負担が重くなるのは自明の理です。それを承知で5校を設けたのです。重い負担のかなりの部分を担う覚悟が、豪農たちにあったであろうことが推察できます。村の知識人である寺子屋の師匠、転じて下等小学校の教員(当時は訓導と呼ばれました)となった人々も、地域の名士たちの熱い思いをくみ取ったからこそ、困難を承知で、自分たちが慣れ親しんだ寺子屋式教育から、近代西欧の教育に添った近代教育に身を投じたのでしょう。彼らが抱えた困

難は二つありました。一つは寺子屋に通ってきていた寺子たちだけでなく、初めて学校と名のつくところに父母や勧学人(該当年齢の児童の全入を目指して、就学していない児童と親に入学を勧誘して回る人物。地域名士が就任しました)に勧められて、いやいや入学した子供たちも多く、教室の決まりに従わず悪ふざけする子どもたちの躾に右をのたったことです。ことにその点は、欧内容の決定も熟慮の上で最善の教育課程を用意したものではなく、質の高い内容をそのまま下等学校にまで下ろした要素が強く、県で作成した日々の時間割(別表をご覧ください)も小さな子供たちには厳しすぎて、とてもそのまま利用できるものではなかったのです。そこに二つ目の困難として、洋式算の修得問題が加わります。寺子屋教育は読み書きソロバン(計算)です。ソロバンを使って和算の初歩は教え

_	_	=	表	概害	十	時 業	十	1	九	T B
	時	時	時	=	<u> </u>		時	時	時	曜
	五	_ 3	3	時	時	_ 時	五	+ 3	3	日ヲ
1	分	時リ	IJ	_ リ	+五	時日	十分	時リ	リ	Ŧ
	Ξ∄	五	=	1007 100	三分	五リ	_ ∃	五	+	休以テ
	三ゴ明	分	時マ	時	時ョリ	分	時リ	分	時	-100
	マデ	マデ	·デ	3	1 7	₹.	マ.	マデ	マデ	1
	7	ァ	,	デ	デ	デ	デ	アー	,	<u> </u>
										日日曜
	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日月
	字	操	術	2060	取	操	物	操	読	曜
F	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日火
	字	操	術	15000	取	操	物	操	読	曜
	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日水
	字	操	術	97050	取	操	物	操	読	曜
	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日木
	字	操	術		取	操	物	操	読	曜
	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日金
	字	操	術		取	操	物	操	読	曜
	習	体	算	休	書	体	読	体	副	日土
	字	操	術	1.000	取	操	物	操	読	曜

明治9年の時間割表 お昼まで休み時間はなし

ていましたが、洋式算とは基本から違います。まず漢数字は使わずに、算用数字を覚えるところから始めなければならなかったのです。独学で学べるものではないために、寺子屋の師匠から転じた先生(訓導)たちは、特別講習を受けることになったのです。 続く

日本の民間信仰 3

「七草粥」と「どんど焼」

琴平神社宮司 志村幸男

新年を迎えると、先ずは「七草粥」です。1月7日に春の七草の入った粥を食べる風習です。平安時代は、米・栗・稗などの穀物を入れていました。鎌倉時代から「せり・なずな・ごぎょう・はこべ・ほとけのざ・すずな・すずしろ」の七草を使うようになりました。料理をする時の習わしとして歌う歌に、「七草なずな、唐土の鳥が日本の地域に渡らぬ先に、七草なずな」と唱えて刻みます。「唐土の鳥」とは、夜飛んで来て人を食べると伝わる鳥です。その厄払いを願って七草の入った粥を食べ、無病息災を願う伝統行事です。またこの鳥は、人の爪を拾って食べるので、夜の爪切りは、厄を取り込んでしまうので良くないと言われています。又「七草ばやし」という歌に合わせて七草を刻むという習わしもあり、これは田に害を与える鳥を追い払う歌で「宵の鳥も夜中の鳥も渡らぬ先に……」などと唱えます。由来は、正月「子」の日に若菜を摘む習わしが古くからあり、「人日(じんじつ)」の行事が重なったものと言われます。「人日」の行事は、七日節供と呼ばれ、七種采羹(しちしゅさいかん)と食べると「厄」を免れると言われています。

そして六日「松の内」が過ぎ、七日は山仕事をする、初入山の日であり、松の内に山に入るのは、良くないと伝えられていました。七草は、地方によって相違がありますが、殆どが薬草で、繊維質が多く整腸作用があり、正月で疲れた身体を整える効果があるのです。麻生区文化協会でも、この伝統行事を、毎年麻生区役所の広場にて伝えています。私も文化協会の一会員ですが、仕事柄時間が取れず、直接のお手伝いは出来ないのですが、陰ながら応援させて頂いています。今年令和3年は、コロナ禍の中で、感染拡大防止のため、残念ながら中止となりましたが、区役所ロビーにて「同会のパネル展」が開催され、今までの活動を紹介することで、伝統文化の継承に努めています。

「七草粥」に続く行事が「どんど焼または左義長」です。この行事は、地方によって名称や日にちが違いますが、一般には小正月(15 日又は 14~16 日の 3 日間、又は 14 日の日没~15 日の日没まで)に行います。火を焚く神事で、正月の注連縄やお飾りを燃やし、この火にあたるとその年 1 年無病息災で過ごせるとされます。又この火で焼いた餅や団子を食べたり、残った灰を顔に塗ると、これまた 1 年元

気で過ごせるというものです。又書初めを焼き、その 灰で字を書けば、腕前が上がるとも伝えられています。 又「左義長」とも呼ばれ、この言葉の由来は、後漢の明 帝が道教と仏教の優劣を判断するために、二つの経 典を燃やしたところ、左にあった仏教の経典が燃え残 ったことから、「左の義長側の方が優れている」と伝わ ったことから生じたという説であります。この様な火 祭りは、古代人にとって火は食事の煮炊きや道具の加 工、燈火や暖を取るなど有難いものでした。そうした 事から火を神聖視し、古代人の間に火にまつわる信仰 が生まれ、伝承されて来たのです。この地域では、早 野の「どんど焼」が盛大で知られています。



早野のどんど焼

柿生郷土史料館催物案内 【参加自由、入場無料】

- ◎開館日:奇数月は毎日曜日、偶数月は毎土曜日 (原則として月4回)
- 11 **2月** 13・20・27 日(毎土曜日) **3月** 7・14・21・28 日(毎日曜日)
- ◎開館時間:午前10時~午後3時(新型コロナウイルス禍に伴う緊急事態宣言発令中は休館です)

第19回 特別企画展

写真で見るふるさとの原風景

戦後における村々の変貌の過程や、各地の開発の様子など、柿生村地区村々の変遷の様子をお楽しみください。

期間 3月7日(日)~6月26日(土) 会場 柿生郷土史料館特別展示室

カルチャーセミナー並びに史跡見学会は、コロナウィルスの感染状況が継続的に下火になるまでお待ちください。早くても今年度下期になると考えております。